

平成23年度茨城県新しい公共の場づくりのための提案型モデル事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、NPO等、企業、行政などが協働、連携して、地域における諸課題を解決に向けて取り組む新しい公共の場づくりを推進する提案型モデル事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付については、国の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」(平成23年2月内閣府)、「新しい公共支援事業交付金交付要綱」(平成23年2月16日府政経シ第38号内閣府事務次官通知)、「新しい公共支援事業実施要領」(平成23年2月16日府政経シ第39号内閣府政策統括官通知)、県の「平成23年度新しい公共の場づくりのための提案型モデル事業実施要領」(以下「県実施要領」という。)及び茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 本要項において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 新しい公共

「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提案主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などをいう。

(2) NPO等

特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織をいう。

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる補助事業は、茨城県新しい公共支援事業運営委員会から選定された事業とする。

なお、規則第2条第3項に規定する補助事業者並びに補助限度額は次のとおりとする。

補助金交付の対象となる補助事業	補助事業者	補助限度額
在宅高齢者の健康づくりのための アニマルセラピー事業	[連名] ・NPO法人 アニマルセラピー協会 ・NPO法人 まい・あみ ・茨城大学農学部生物生産学科 応用動物行動学研究室	3,109千円

	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町 ・社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会 	
つながる山麓プロジェクト-時間・空間・人をつなぐ地域モデルの創出	つながる山麓プロジェクト協議会	4,343 千円
コミュニティ協働事業	<p>[連名]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大好き いばらき 県民会議 ・茨城県生活環境部生活文化課 県民運動推進室 ・茨城県自治会連合会 	3,300 千円
「安全安心子育てネット」構築モデル事業	つくば安全安心子育てネット推進協議会	4,941 千円
取手市井野団地・多世代交流見守り拠点「いこい - の(仮) / Tappino」創出プロジェクト	<p>[連名]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人 取手アートプロジェクトオフィス ・取手市 ・取手市社会福祉協議会 ・取手井野団地自治会 ・井野アーティストヴィレッジ 	3,000 千円
やっぱり海が好き！「みんなで力を合わせて環境再生」	<p>[連名]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人大洗海の大学 ・大洗町 ・認定 NPO 法人自然環境復元協会 ・大洗サーフライフセービングクラブ 	1,703 千円

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、県実施要項に定める次の書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 提案型モデル事業申請書（県実施要領様式第 1 号）
- (2) 提案型モデル事業の概要（県実施要領様式第 2 号及び別紙）

(交付決定の通知)

第 5 条 規則第 7 条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(内容変更等)

第6条 前条の規定により交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をしようとするときは、申請内容変更申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業等に要する経費の配分ごとに20パーセント未満の変更についてはこの限りではない。

(補助金の交付)

第7条 本事業に要する補助金は、知事が必要と認める場合は、全額概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、概算払申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。)は、県実施要領の規定により、事業完了後1ヶ月以内又は平成24年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(県実施要領様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により概算払を受けたときは、実績報告書提出の際、概算払精算書(茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)様式第102号)を提出して精算しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 補助金の額の確定は、補助金確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(返還命令)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 精算額が交付額より少ないとき

(2) この要項に違反したとき

(帳簿等の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業にかかる経費について、帳簿等を備えて、その出納を明らかにし、当該関係帳簿を事業完了の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

付 則

この要項は、平成23年9月14日から施行する。